



都筑 省三 委員
山村 悦三 委員
幣原 みや 委員
前田 辰一 委員長
松木 義昭 委員
田中 えみこ 委員
田原 俊彦 委員
重村 啓二郎 副委員長

総務常任委員会



帰山 和也 委員
寺前 尊文 委員
畑中 俊彦 委員
平野 貞雄 委員長
小川 芳一 委員
来田 守 委員
山口 みさえ 委員
山田 みち子 副委員長

民生文教常任委員会



徳田 直彦 委員
中島 健一 委員
大久保 文雄 委員
長野 良三 委員長
青木 央 委員
灘井 義弘 委員
伊藤 とも子 委員
木野下 章 副委員長

建設常任委員会

正副議長など選出
改選後の議会体制整う

今年から常任委員会は3委員会に



灘井 義弘 副議長
都筑 省三 議長

改選後初議会となる六月十八日（水）の定例会初日には、正副議長をはじめ議会役員選挙を行いました。また、各常任委員会や議会運営委員会等の委員を選任し、新議会の体制が整いましたので紹介します。

- 議長 都筑 省三
■副議長 灘井 義弘
■阪神水道企業団議会議員 徳田 直彦
■監査委員（議会選出） 中島 健一
■各常任委員会（左に掲載）

人事案件

今定例会で同意した人事案件は次のとおりです。（敬称略）

- 助役（任期・四年） 岡本 威（おかもと たけし） 大榎町二一五。前収入役
- 収入役（任期・四年） 花岡 啓一（はなおか けいち） 西宮市在住。前保健福祉部長
- 議会運営委員会 委員長 来田 守 副委員長 山田 みち子 委員 重村 啓二郎 田中 えみこ 徳田 直彦
- 政治倫理審査会 会長 徳田 直彦 副会長 松木 義昭 委員 山口 みさえ 寺前 尊文
- 議会報編集委員会 委員長 山村 悦三 副委員長 都筑 省三 委員 灘井 義弘 前田 辰一 木野下 章 田原 俊彦 寺前 尊文 山田 みち子 長野 良三
- 公平委員会委員（任期・四年） 相坂 保夫（あいさか やすお） 若葉町六一二二二二二
- 人権擁護委員（任期三年） 渡邊 洋子（わたなべ ようこ） 緑町一三三一一〇三
- 固定資産評価員 岡本 威（おかもと たけし） 大榎町二一五
- 宮井 壽美子（みやい すみこ） 業平町三一一六

付議事件の審議結果

議案番号	件名	結果
報1	市職員の退職手当に関する条例の一部改正	承認(7/9)
報2	市職員の退職年金及び退職一時金条例の一部改正	承認(7/9)
報3	芦屋市市税条例の一部改正	承認(7/9)
報4	芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	承認(7/9)
報5	14年度一般会計補正予算(第4号)	承認(7/9)
報6	14年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)	承認(7/9)
41	監査委員の選任(議会選出)	同意(6/18)
42	助役の選任	同意(6/18)
43	収入役の選任	同意(6/18)
44	公平委員会委員の選任	同意(6/18)
45	人権擁護委員の候補者の推薦	同意(6/18)
46	人権擁護委員の候補者の推薦	同意(6/18)
47	芦屋市市税条例の一部改正	可決(7/9)
48	阪神大震災に伴う市税条例の特例措置条例を廃止する条例	可決(7/9)
49	芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正	可決(7/9)
50	15年度一般会計補正予算(第1号)	可決(7/9)
51	15年度老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決(7/9)
52	芦屋市指定金融機関の指定	可決(6/18)
53	固定資産評価員の選任	同意(7/9)
1	芦屋市助役定数条例を廃止する条例の制定	修正可決(6/30)
2	市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	否決(6/30)
3	市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	否決(6/30)
4	公共事業の入札、発注に関する調査特別委員会の設置	否決(7/2)
5	教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を	可決(7/9)
6	税源移譲を基本とする「三位一体」改革の早期実現を	可決(7/9)
1	シティハウス芦屋楠建設に関する請願書	取り下げ(6/30)
2	教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を	採択(7/9)
3	(仮称)シティハウス芦屋楠建設に関する請願書	採択(7/9)
4	汚職・口利き疑惑の徹底究明と平野議員の名誉回復措置を	継続審査(7/9)

可決した意見書(要旨)

教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

子供たち一人ひとりを大切に、「教え込む」教育から「自らともに学ぶ」教育へと質的に改革していくことが求められている。そのためには、子供たちと教職員がゆとりを持って触れ合う時間の確保、個に応じたきめ細かな対応が可能となる少人数による指導などが必要になっていく。

来年度予算編成に際しても、学校事務職員、栄養職員の給与費等が国庫負担適用除外の検討対象となることが予想される。このことは、学校運営上必要不可欠な学校事務職員、栄養職員の存立基盤を危うくさせるとともに、教育行政全体の国庫負担減額の突破口になりかねない。地方自治体財政に与えるその影響は大きく、義務教育の円滑な運営に支障を来すこととなり、到底容認できるものではない。

政府は、かかる状況を十分に認識され、次の事項について実現されるよう要望する。

1. 第7次(高校第6次)教職員定数配置改善計画を早期に完結し、この計画を検証するとともに、30人学級以下の少人数教育が可能となる学級編制基準の見直しを行うこと。また、「教育課題集中校」、小規模校などへの教職員の加配など緊急予算措置を行うこと
 2. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。学校事務職員、学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと
- 提出先：内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

税源移譲を基本とする「三位一体」改革の早期実現を求める意見書

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にある。

政府においては、平成15年6月27日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(骨太の方針第3弾)が閣議決定されたところである。しかしながら、増税の懸念、地方に移譲される税目が具体的に明示されていないこと、国庫補助負担金の縮減とそれに伴う地方への税源移譲など明確にされていない点がある。

この「三位一体」の改革に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が不可欠である。

政府は、次の事項に配慮され、これら税源移譲を基本とする「三位一体」改革の早期実現を強く要望する。

1. 基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の地方税財源の充実強化
2. 地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であり、これの堅持
3. 国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、税源移譲等との一体的実施

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣